

吉野川市社会福祉協議会ホームページバナー広告作成基準

1 禁止する表現

次の表現を含むバナー広告は、閲覧者の意志に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えるおそれがあるため、使用することができない。

- (1) 「×」 「閉じる」 「いいえ」 「キャンセル」 などのボタン
- (2) アラートマーク (「警告」 「注意」 などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの)
- (3) ラジオボタン (選択できるような誤解を与えるもの)
- (4) テキストボックス (入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの)
- (5) プルダウンメニュー (下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの)
- (6) G I F アニメーションなど画像が変化するものの使用

2 吉野川市社会福祉協議会ホームページとの区別化

閲覧者が吉野川市社会福祉協議会ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が吉野川市社会福祉協議会の事業であると錯認するおそれのある表現を使用してはならない。

3 色調及び解像度について

文字色と背景色のコントラスト (明度差) は十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。また、文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

4 その他注意事項

広告はわかりやすい適正な言葉と文字を用いて、閲覧者に誤解や錯認又は不快な感情を与える表現を用いないこと。

附 則

この基準は、平成24年8月1日から施行する。